許可番号　０２１５００１６６８４

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　東京都足立区関原一丁目１４番２号

氏　　名　竹下産業株式会社
代表取締役　竹下　敏史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県岐阜地域環境事務所長

許可の年月日　令和　８年　９月　４日
許可の有効年月日　令和１３年　９月　３日

１　事業の範囲
積替え、保管を除く。
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（１，４－ジオキサン、ダイオキシン類、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害燃え殻（ダイオキシン類、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼン、１，４－ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（有機リン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、１，４－ジオキサン、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、シアン化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害廃酸（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、１，４－ジオキサン、シアン化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害廃アルカリ（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、１，４－ジオキサン、シアン化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物を含むもの）

以上　１１種類

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可番号　０２１５００１６６８４

該当なし

3　許可の条件
なし

4　許可の更新又は変更の状況
令和　８年　９月　４日　特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

5　積替え許可の有無　　有　・　無

6　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　無

複写